

無線呼出サービス契約約款の廃止

(平成4年7月移動網第37号)

無線呼出サービス契約約款(平成4年7月移動網第37号)は、廃止します。

附 則(平成19年3月23日経企第1393号)

(実施期日)

1 この約款は、平成19年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 この約款の実施前に支払い又は支払わなければならなかった無線呼出サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。